

# インターネットから 臓器提供の意思登録を!

確実な提供意思の確認のために  
ぜひ登録を!

(社)日本臓器移植ネットワークのホームページで、臓器提供に関する意思(提供したい/したくない)の登録ができます。登録すると、IDの入った登録カードが発行されます。本登録が完了すると臓器提供の際に本人意思を確認する対象となります。



ホームページ

<http://www.jotnw.or.jp>

臓器移植に関するお問合せをお受けいたします。

(社) 日本臓器移植ネットワーク

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-5-16 晩翠ビル3階

携帯電話からは  
☎ 0120-78-1069 ☎ 03-3502-2071

臓器移植 検索 <http://www.jotnw.or.jp>にもさまざまな情報が掲載されています。

眼球(角膜)の移植についてはこちらまでお問合せ下さい。

(財) 日本アイバンク協会

TEL: 03-3293-6616 アイバンク 検索 <http://www.j-eyebank.or.jp/>

いのちの贈りもの  
あなたの意思で救える命



グリーンリボンは、  
移植医療のシンボルです。

I N D E X

- 臓器提供と臓器移植とは? ①
- 移植を必要としている患者さんはどのくらいいるの? ②
- 臓器提供には本人や家族の意思が大切なんだ。③④
- 心臓死・脳死・植物状態って? ③④
- 今、わたしたちにできることはどんなこと? ⑤
- 臓器移植法が改正されて何が変わったの? ⑥

厚生労働省・JOTNW (社) 日本臓器移植ネットワーク



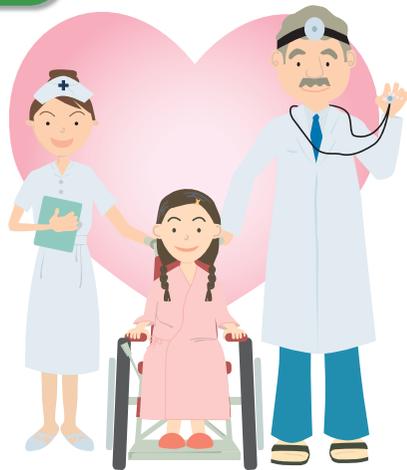
## 臓器提供と臓器移植とは？

臓器移植は、病気や事故によって臓器（心臓や肝臓など）が機能しなくなった場合に、人の健康な臓器を移植して、機能を回復させる医療です。健康な家族からの肺・肝臓・腎臓などの部分提供による移植を**生体移植**、亡くなった人からの臓器提供による移植を**死体移植**といいます。死体移植には、脳死の人（→P.3、4下参照）の臓器提供によるものと、心臓が停止して亡くなった人の腎臓、脾臓や角膜の提供によるものがあります。

臓器を提供する人を**ドナー**といい、移植を受ける人を**レシピエント**といいます。

日本では、外国に比べて死体移植が少なく、生体移植が多い傾向にあります。生体移植は、健康な家族の体にメスを入れるため、提供する家族の負担が大きくなります。

移植を受けて健康を回復した人は、免疫抑制剤（移植された臓器を異物と認識して攻撃する反応を抑える薬）を飲み続けなくてははいけませんが、一般に、旅行や学校に行ったり、仕事に復帰することもできるようになります。移植を受けた人は、ドナーとその家族に深く感謝しながら身体を大切に過ごしています。



### 心臓移植を受けた藤田夏帆さんの場合



小学校入学時の健康診断で拡張型心筋症と診断され、小学2年生で移植手術のため、アメリカへ渡航。

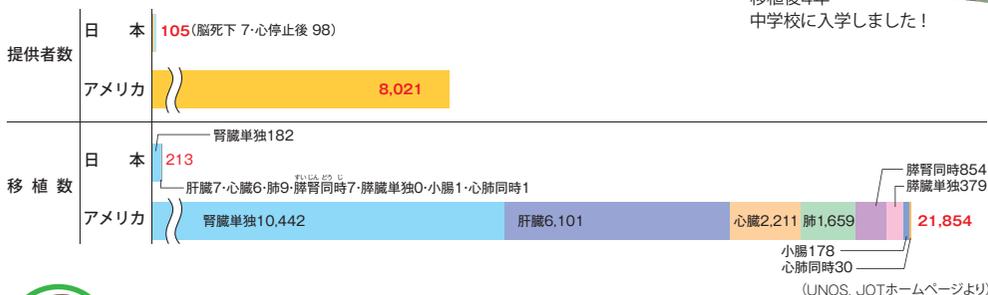


移植後2ヶ月  
走ったりできる程  
元気に回復



移植後4年  
中学校に入学しました！

### 日本とアメリカの死後の臓器提供者数と移植数（2009年）



アメリカの人口は日本の2.5倍なのに移植の件数は100倍違うんだね。

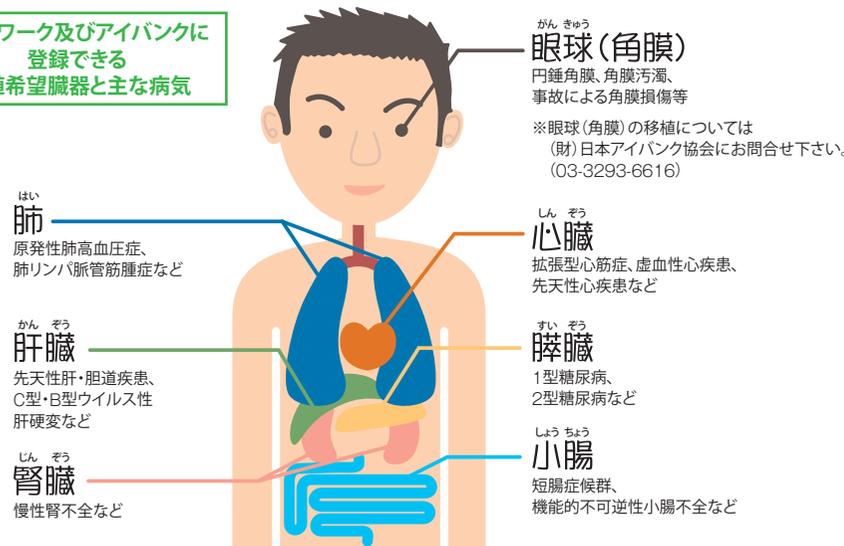


## 移植を必要としている患者さんはどのくらいいるの？

私達のからだは、心臓、肺、肝臓、腎臓などのさまざまな臓器がきちんと機能して健康を保っています。しかし、病気や事故によって臓器の機能が低下し、臓器不全に苦しんでいる患者さんが数多くいます。

臓器不全の患者さんで、移植による健康回復に望みをもち、**(社)日本臓器移植ネットワーク**に登録して待機している人は約1万人以上もいます。また、角膜移植を希望して待機している患者さんが約3千人います。

ネットワーク及びアイバンクに登録できる  
移植希望臓器と主な病気



### 今までに移植希望登録した患者の方のその後と現在の登録者数

(2010年10月31日現在)

	心臓	肺	肝臓	腎臓	脾臓	小腸	眼球(角膜)
これまでの登録者数	450	460	1,101	33,941	311	13	—
これまでに登録を取消した者							
死体移植を行った	80	79	84	2,588	76	9	—
登録を取消	16	4	111	14,937	20	0	—
死亡	146	198	421	2,627	30	0	—
生体移植を行った	—	31	184	1,914	5	0	—
海外渡航移植に変更	40	2	30	—	0	0	—
その他・不明	0	0	0	14	0	0	—
現在の登録者数	168	146	271	11,861	180	4	2,655

最新のデータは(社)日本臓器移植ネットワークのホームページでわかるよ。 <http://www.jotnw.or.jp>



# 臓器提供には本人や家族の意思が大切なんだ。

臓器を**提供する**という**意思**は、15歳以上の人が書面で表示することができます。**提供したくない**という**意思**は、15歳未満の人でも書面でなくても表示することができます。

脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、ご本人の意思が不明な場合(15歳未満を含む)、ご家族の承諾があれば提供できますが、**日頃から臓器提供について考え、家族と話し合い伝え合っておくことが大切です。**

## 意思表示をしようと思った場合の方法

意思 \ 年齢	15歳以上	14歳以下
臓器を提供したい	○	☆
提供したくない	○	○

○…臓器提供意思表示カードなどに記入しましょう。(P5参照)  
また、家族にも伝えておきましょう。  
☆…家族に伝えておきましょう。



脳死での臓器提供は、**高度な救急医療のできる病院**で、適切な治療をしても残念ながら脳死となってしまった時に行うことができます。  
心臓が停止した死後の腎臓提供などは、**手術室がある病院**ならどこでもできます。



## 心臓死・脳死・植物状態って？

昔から①心臓の停止②呼吸の停止③瞳孔の散大(脳機能の消失)という3つの徴候を確認した時点を入る人の死(**心臓死**)としていました。しかし、医学の進歩により、人工呼吸器などが開発されると、全脳の機能が停止して本来心臓死を迎える状況でも、器械によって呼吸を維持し、心臓を動かし続けることができる場合もみられるようになりました。この状況を**脳死**といいます。全死亡者の1%弱の方が事故や脳卒中などによって脳死になり、どんな治療をしても回復することはなく、脳死と判定された場合、多くは数日以内(長期間を要する例も報告されています)に心臓が止まります。多くの国々では、脳死は人の死としています。

1997年10月16日、日本でも**臓器移植法**(「臓器の移植に関する法律」)ができ、脳死で臓器を提供する場合に限り、法的脳死判定を行い、脳死を入る人の死とすることになりました。意識が無く、脳死と同じように見える**植物状態**は、脳幹の機能が残っていて、自分で呼吸できることが多く、回復する可能性もあり、脳死とはまったく違います。



臓器移植法で脳死が人の死となるのは、臓器提供の場合だけです。

## 1 移植コーディネーターによる説明

臓器提供を希望するご本人の意思表示があるか、又は、ご本人の意思が不明な場合で、ご家族が臓器提供について説明をきくことを希望するときには、主治医などからの連絡を受けて移植コーディネーターが病院を訪れ、説明を行います。



## 2 家族の意思決定

説明をききたくないと思われた時は、いつでも断ることができます。移植コーディネーターから説明を受けた後、十分に話し合いをして臓器を提供するかどうかをご家族の総意として決めます。



## 3 脳死判定 (脳死後の提供時のみ)

臓器提供が決まれば、脳死判定が行われます。脳死判定は法に基づいた厳格な方法です。2回目の脳死判定が終了した時刻が死亡時刻となります。家族が希望すれば脳死判定に立ち会うこともできます。

心臓が停止した死後の腎臓・眼球などの提供では、この手続は必要ありません。



## 4 移植を受ける患者さんの選択

移植を希望する人は(社)日本臓器移植ネットワーク(眼球(角膜)移植の場合は各地のアイバンク)に登録されています。提供される臓器が最も適した患者さん(レシピエント)に移植されるように医学的な基準に従って公平に選ばれます。

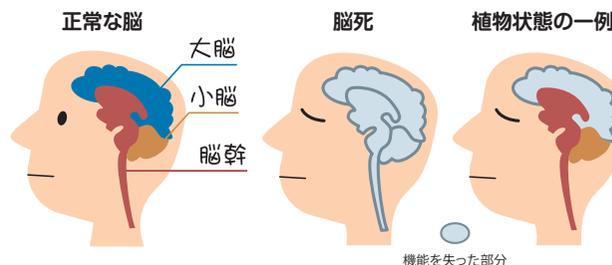


## 5 臓器の摘出と搬送

レシピエントが選ばれると、提供する臓器の摘出手術が行われます。摘出された臓器は、移植手術を行う施設に迅速に運ばれて移植を待つ患者さんに移植されます。



## 正常な脳、脳死、植物状態の一例



## 法的脳死判定

脳死で臓器提供をする場合、ご本人が確実に脳死であることを法令に基づく検査によって確認します。この検査を法的脳死判定といいます。

- ①深い昏睡 ②瞳孔の散大と固定
- ③脳幹反射の消失 ④平坦な脳波
- ⑤自発呼吸の停止
- ⑥この5項目の検査を6時間以上の間を空けて2回行う(生後12週~6歳未満の小児は24時間以上あける)



臓器提供のための費用もかからないけど、謝礼もありません。善意の提供です!

## 今、わたしたちにできることは どんなこと?

生きているわたしたちには、いつか必ず死が訪れます。その時に、心臓や肝臓などの臓器を提供することによって、多くの患者さんが移植を受け、健康を回復することができます。わたしたちひとりひとりが今、臓器提供について考え、家族と話し合い、意思を伝え合っておくことが大切です。**家族とよく話し合い、自分の臓器提供に関する意思を意思表示カードなどに記入しましょう。臓器を提供しない意思も表示できます。**臓器提供に関する意思表示をしていることによって、受けられる医療の内容に違いが生じることはありません。

また、携帯電話やパソコンからも、臓器提供に関する意思を登録できます。登録するとご自身の意思が印字された登録カード(意思表示カード)が発行されます。

臓器提供の際には、登録された意思を検索しますので、より確実にご自身の意思を確認することができます。詳細は、裏表紙をご覧ください。



### 臓器提供意思表示カードなどの様式

【 1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。】

- 私は、**脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも**、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、**心臓が停止した死後に限り**、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、臓器を提供しません。

【 1又は 2 を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。】  
【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】

【特記欄： \_\_\_\_\_】

署名年月日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

本人署名(自筆)： \_\_\_\_\_

家族署名(自筆)： \_\_\_\_\_



意思表示カードは、全国の都道府県庁や市区町村役場、保健所、運転免許試験場(センター)、警察、一部のコンビニエンスストアに設置されています。

### 保険証・運転免許証の意思表示欄

#### ◎保険証の意思表示欄(例)

注意事項 保険証(健康保険等)において診療を受けようとするときには、必ずこの欄を記入して提出してください。

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、あらかじめ以下の条件のすべてを「○」で囲んでください。

1. 本人が15歳以上の年齢に達していること。
2. 本人が、意識清醒な状態で意思決定し、意思決定の自由を確保していること。
3. 本人は、臓器提供を拒否しません。
4. 本人が、臓器提供の意思を第三者に伝えておらず、特定の個人に提供を希望していません。

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】

本人署名(自筆)： \_\_\_\_\_

家族署名(自筆)： \_\_\_\_\_

#### ◎運転免許証の意思表示欄(例)

備考 \_\_\_\_\_

以下の欄は運転免許証に第三者が書き添える欄として使用してください。(印刷は自動です)

1. 本人が15歳以上の年齢に達していること。
2. 本人が、意識清醒な状態で意思決定し、意思決定の自由を確保していること。
3. 本人は、臓器提供を拒否しません。
4. 本人が、臓器提供の意思を第三者に伝えておらず、特定の個人に提供を希望していません。

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】

【特記欄： \_\_\_\_\_】

本人署名(自筆)： \_\_\_\_\_

家族署名(自筆)： \_\_\_\_\_

年月日 \_\_\_\_\_

インターネットで意思登録をすると意思登録カードが自宅に送られてくるんだ。(裏表紙参照)

## 臓器移植法が改正されて何が変わったの?

### (1) ご本人の意思が不明な場合でも、ご家族の承諾があれば脳死での臓器提供が可能になりました。

法律の改正前は、脳死判定を受け臓器を提供するという意思をご本人が書面で表示していなければ、脳死での臓器提供はできませんでした。

このため、15歳未満の方からの心臓などの提供は行えず、心臓移植が必要な体の小さな子どもなどは、国内で移植を受けることが期待できませんでした。

今回の法律改正によって、ご本人の意思が不明な場合(拒否をしていない場合)も、ご家族の承諾があれば脳死での臓器提供が可能になりました。これにより、臓器を提供するという書面での意思表示ができない15歳未満の方も、ご家族の承諾によって脳死での臓器提供ができるようになりました。

(注) 意思表示ができる年齢は、3ページを参照。



### (2) 臓器を親族へ優先的に提供する意思が表示できるようになりました。

親族への優先提供が行われるには、以下の4つの要件をすべて満たす必要があります。

- ① 本人が、臓器を提供するという書面での意思表示ができる15歳以上の方であること。
- ② 本人が、臓器を提供する意思表示に併せて、親族への優先提供の意思を書面により表示していること。
- ③ 臓器提供の際、親族(配偶者※1、子ども※2、父母※2)が移植希望登録をしていること。
- ④ 医学的な条件(適合条件)を満たしていること。

※1 婚姻届を出している方です。事実婚の方は含みません。

※2 実の親子のほか、特別養子縁組による養子及び養父母を含みます。



国内で小さな子どもが臓器移植を受けられる可能性が広がるんだね。